

事業概要

令和2年度



東京都船形学園

- I 学園の目的
- II 歴史と沿革
- III 概況
- IV 組織及び事務分掌
- V 職員数
- VI 養護理念
- VII 船形学園スローガン
- VIII 令和2年度重点目標
- IX 令和2年度事業計画

I 学園の目的

本学園は児童福祉法第41条に基づく児童養護施設で、保護者のない児童・虐待されている児童・その他環境上養護を要する児童を入所させて養護し、あわせて退所した者に対する相談、その他自立のための援助を行うことを目的とします。

II 歴史と沿革

1 歴史

明治33年8月5日、東京市養育院の「海浜療養所」（結核児童の転地療養所）として勝山保養所が開設されました。養育院はこの施設を永久化すべく、明治42年5月船形のこの地に移転、養育院「安房分院」として開設しました。当時は結核性児童に限らず、広く一般虚弱児童をも入所対象としていました。大正6年6月院内に、船形町有志の発起により、渋沢養育院長の揮毫による磨崖碑も完成しました。大正12年には皇后陛下の令旨を奉じた使者が事業の実状を視察しました。大正12年の関東大震災では建物はことごとく倒壊、11名（児童10名、職員1名）の圧死者をだし、巣鴨分院に急遽移転しましたが、大正14年3月には復旧工事も終了し、児童も巣鴨から戻りました。

昭和6年8月には、大震災による罹災者弔慰のため追悼碑が竣工しました。

昭和17年3月「安房臨海学園」と改称され、さらに昭和18年7月東京都制施行に伴い「東京都安房臨海学園」と改称しました。昭和18年4月戦時危機に対応するため養育院の塩原疎開が決定され、養育院事業の中心は塩原に移りました。昭和20年2月、軍から学園建物の明渡し要請があり、学園児童も塩原分院に疎開（児童140名、職員30名）しましたが、終戦により同9月船形に戻りました。疎開中における死亡児童は56名でした。

昭和23年11月、児童福祉法が施行されました。安房臨海学園は入所児童の多くが虚弱児であったことから、児童福祉法上の療育施設となりました。しかし、同法が改正され、昭和24年8月養護施設へ転換し、昭和30年7月「安房児童学園」と改称しました。

昭和35年4月、第二安房児童学園（那古）と統合し、安房児童学園（2級事業所）となりました。

昭和44年3月、震災以来の木造建物の改築が終了しました。昭和53年6月、那古寮が那古学園として分離独立し、船形寮は地名にちなんで「船形学園」と改称し、平成7年4月組織改正に伴い、3級事業所となり現在に至っています。

平成9年3月、5カ年計画による全面改築が終了し、同年5月竣工式を挙行了しました。

平成9年6月、児童福祉法の改正が行われ、平成10年4月、児童養護施設「東京都船形学園」となりました。

平成11年4月、那古学園が4級事業所として船形学園の分園となりましたが、平成12年3月、那古学園は事業廃止され、児童5名は船形学園に措置変更されました。

平成12年4月、東京都は都立児童養護施設の運営を社会福祉法人東京都社会福祉事業団に委託し、船形学園も事業団の組織になりました。

平成13年4月、情緒・虚弱寮、園内グループホーム・自立支援寮の運営を試行実施しました。

平成16年4月、情緒・虚弱寮は発展的に解消しました。

平成17年4月、グループホームを実施しました。

2 沿革

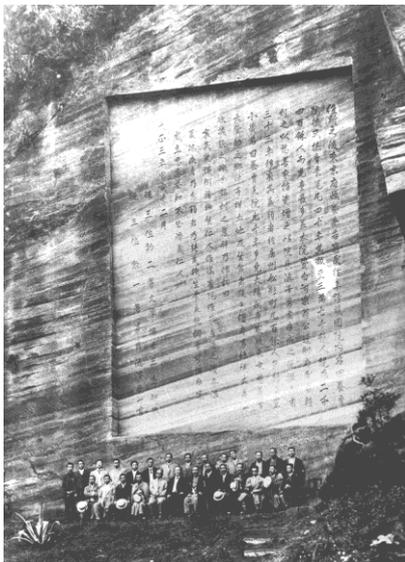
明治33年 8月 5日	東京市養育院の海浜療養として勝山保養所を開設
明治42年 5月 16日	虚弱児施設として現地に安房分院を設置
大正 6年 6月	安房分院の記念碑(磨崖碑)の竣工
大正12年 9月 1日	関東大震災によりほとんどの建物倒壊、児童10名、職員1名死亡、巣鴨分院へ移転
大正14年 3月	震災による復旧工事終了(巣鴨分院より戻る)
昭和 6年 8月	震災による追悼碑建立
昭和13年 8月	朝香宮殿下の寄付により保育舎新築
昭和17年 7月	地元に園内保育舎を開放
昭和18年 7月 1日	都制施行により東京都養育院安房臨海学園と改称する。
昭和20年 2月 28日	栃木県塩原に疎開、9月20日復帰する。
昭和23年 2月 3日	東京都養育院から分離、民生局所管となる。
昭和24年 8月 23日	児童福祉法第41条による養護施設となる。
昭和26年 4月 1日	園内教育を廃止し、全児童を地元の小・中学校に通学させる。
昭和30年 7月 16日	東京都安房児童学園と改称する。
昭和30年 8月 25日	箱根児童学園、あずき園、中井児童学園の整理統合により、東京都第二安房児童学園(のちに那古学園と改称)開設
昭和34年 5月	これまでの物故児童143名のため「よい子の墓」建立
昭和34年 11月26日	学園開設50周年式典実施
昭和35年 4月 1日	第二安房児童学園を統合し、安房児童学園(二級事業所)となる。(船形寮養護第一係・那古寮養護第二係)
昭和38年 3月31日	併設されていた保育園閉園
昭和44年 3月31日	船形寮全面改築完成(昭和41年度から3カ年計画)
昭和44年 6月21日	学園開設60周年式典実施
昭和50年 3月31日	那古寮全面改築完成(昭和48年度から2カ年計画)
昭和50年 4月 1日	船形寮は船形養護課、那古寮は那古養護課となる。
昭和53年 6月 1日	船形寮・那古寮が分離独立し、東京都船形学園となる。
昭和54年 4月 1日	園内保育を廃止し、4～5歳児全員を地元の幼稚園に通園させる。
昭和59年 7月20日	船形学園75年のあゆみ刊行
昭和62年 6月 1日	処務規程改正により管理課と養護課を統合。次長制となる
昭和62年 8月 1日	処遇職員の勤務を夜勤化し、完全縦割による処遇とする。
平成元年 4月 1日	従来の16室(128名)の体制から14室(112名)体制となる。
平成 2年 4月21日	創立80周年記念の集い実施
平成 3年 4月 1日	児童寮を4室閉鎖し、10室(80名)体制となる。
平成 4年 4月 1日	8室(64名)体制となる。
平成 7年 4月 1日	組織改正により、三級事業所となる。(管理係・養護係)
平成 9年 3月31日	全面改築完成(平成4年度から5カ年計画)

- 平成 10 年 4 月 1 日 改正「児童福祉法」が施行され、児童養護施設となる。
- 平成 11 年 4 月 1 日 那古学園が四級事業所となり、船形学園の分園となる。
- 平成 12 年 3 月31日 那古学園の事業が廃止される。(児童5名は船形学園に措置変更)
- 平成 12 年 4 月 1日 学園の事業運営が社会福祉法人東京都社会福祉事業団に委託される。
- 平成 13 年 4 月 1日 情緒寮・虚弱児寮、園内グループホーム・自立支援寮の運営を試行実施する。
- 平成 16 年 4 月 1日 情緒寮・虚弱児寮を発展的に解消すると共に、処遇職員の勤務を業務宿直制とする。
- 平成 17 年 4 月 1日 4年間の試行を経てグループホームを実施。
- 平成 21 年10月31日 100周年記念式典を実施
- 平成 21 年10月31日 船形学園100年のあゆみ刊行

3 磨崖碑について

東京市養育院は、松平定信の七分金積立が東京府に引き継がれたのを活用して、明治5年渋沢栄一によって窮民救済施設として創設され、明治18年には棄児、迷児の救済 を始めています。安房分院は虚弱児童の転地療養施設として明治42年開設されました。この磨崖碑は、この由来を記す日本福祉史の記念碑です。

磨崖碑は船形町有志によって、大正6年4月着工、同年5月末日竣工しました。選文は二松学舎創立者で明治の3大文宗にあげられた三嶋中洲博士、書は青淵の号を持つ、初代養育院長渋沢栄一によります。崖の高さは16m、碑の高さ10m、幅6m、一文字の大きさが30cm四方という国内有数の碑でしたが、岩質のもろい房州石に彫られたため風化が著しくわずか数文字がかろうじて判読できるほどになってしまいました。このため平成元年80周年記念行事の一つとして碑文全文を、根府川石を使った新しい石(レプリカ)に刻み後世に残すことになりました。



安房分院の由来を刻んだ磨崖碑(大正6年)

維新之後東京府収養無告窮民於上野護国院内名曰養育院後又撫育棄兒凡四十年其數至三萬七千餘人現在二千四百餘人而兒童最多蓋本院資白河榮翁公遺制府民蓄積創之以慈善家捐資增之以院長洪澤男盡瘁成之規模年宏三十三年移養其羸弱者於房州船形町凡百餘人架新屋置小學名曰養育支院凡十年多免天殤聞者感歎東京慈善會大贊助之鄉紳寄贈土地及貨幣者頗多頃者男臨視大喜益欲擴張之徵余銘刻之崖碑乃作詞曰
哀矣孤獨矧蒲柳質仁人維謀養院維築房海之濱冬暖夏涼疾者乃愈弱者乃強爰授生業爰教綱常可憐群兒成立思恩安知不出濟民仁人

從三位勳二等 文学博士 三島 毅 撰
從三位勳一等 男 爵 渋沢 栄 一 書

安房分院創設の由来を刻んだ磨崖碑とその撰文



平成元年創立80周年にあたり、磨崖碑全文を新しい石に刻み後世に残すことにした

碑文のあらまし

明治維新の後、東京府は、自ら窮状を訴えることのできない老人を上野の護国院の土地に収容し養護した。名付けて養育院という。

養育院は、後にまた棄児を40年間養育した。その数3万7千余人となる。現在(大正3年)は2千4百人余で、そして児童が最も多い。思うに養育院の元手は、白河藩主で、老中の松平定信が寛政の改革時、江戸町民七分積金制度の蓄積が東京府に引き継がれていたものを充てて創始したものである。これに慈善家の寄付でふやし、養育院長渋沢男爵が公共のために身を顧みずつくしてきたものである。規模は年毎に拡げられた。

明治33年に身体が極めて弱いものを千葉県船形町に移し養育した。その数百余人である。建物を新築し、勉強ができる場所を設けた。名付けて養育院支院という。約10年で子どもたちの多くは若死を免れることができ、これを聞く者は本当に感心した。

東京慈善会(院長夫人が会長)は、この事業を大いに賛成援助した。土地の名望家で土地や金銭を寄贈する人が大変多かった。

近頃、男爵が来臨視察され大変喜ばれ、これからも一層この事業を拡張しようとされ、私を呼んでこれを崖に刻みつけられた。男爵は、そこで文章をつくっていわれた。

本当に悲しいことに身寄りがなくて、さらに加えて身体が弱い児たちを同じ仲間としての心をもつ人が、これを養育院と相談し、この房総の海辺に建物を作った。

ここは冬暖かく夏涼しい。病気の人は治癒し、身体の弱い者は強くなる。ここに生活のための仕事を授け、ここで、物事の大綱を教える。常にかわいそうに思うべきである。

これら多くの児が自立して恩を思い、救済事業の志をもつ人が出ないと誰がいえようか。

Ⅲ 概況 (令和2年4月1日現在)

- | | |
|--------|---|
| 1 名 称 | 社会福祉法人東京都社会福祉事業団 東京都船形学園 |
| 2 所在地 | 〒294-0056 千葉県館山市船形1377番地
(代表) 0470-27-2921 |
| 3 児童定員 | 64名 |
| 4 敷 地 | 36,236.15 m ² |
| 5 建 物 | 3,838.91 m ² (管理サービス棟1、児童棟2、遊戯ホール棟1、
指導棟1、職員住宅棟1) |

IV 組織及び事務分掌

園 長	管理 グループ	グループリーダー 事務 栄養士 看護師 調理	<ol style="list-style-type: none"> 1 園所属職員の人事及び給与に関すること 2 園の文書類の收受、発送、編集及び保存に関すること 3 園の印章の看守に関すること 4 園所属職員の研修及び福利厚生に関すること 5 園内の取り締まり警備に関すること 6 園の予算・経理・契約に関すること 7 園の庁舎等の維持管理に関すること 8 園の事業の調査及び統計に関すること 9 児童の栄養管理・給食に関すること 10 児童の健康管理に関すること 11 他の係に属しないこと
	支援 グループ	部門長 グループリーダー 福祉 心理	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童の生活指導に関すること 2 児童の学習指導に関すること 3 児童の進路指導に関すること 4 児童の教養及び娯楽に関すること 5 児童の保護者との連絡に関すること 6 児童の入退園及び入退学、就職、諸給与品等に関すること 7 その他児童の自立支援に関すること

V 職員数

職 種	管 理 職	事 務	福 祉	栄 養 士	看 護 師	施 設 調 理	心 理	合 計
職員数	1	4(3)	29(4)	2(1)	1	6(6)	1	44(14)

※職員数()内の数字は再任用、契約職員、非常勤職員の再掲

※このほかに嘱託医、園内クラブ講師、臨時職員

VI 東京都船形学園 養護理念（平成30年4月1日制定）

～ 東京都船形学園は、子ども一人ひとりが心身ともに
健やかに成長できるよう、最大限の支援をします ～

子どもの権利を考える
一人ひとりを考える
支援のつながりを考える
家族とのつながりを考える
かかわる人たちと考える

私たち東京都船形学園職員は、
常にこれら理念をもとに子どもたちの豊かで幸福な未来のために行動します。

子どもの権利を考える

すべての子どもたちはかけがえのない大切な存在であり、
一人ひとりが大事にされて安心して過ごすことのできる一日一日を守ります。

一人ひとりを考える

子ども一人ひとりの姿にこまやかに心をくばって支援をしていきます。
同時に、お互いを気づかい、尊重し、学び合うことで、ともに成長できる生活の場をつくれます。

支援のつながりを考える

子ども一人ひとりのしあわせを願い、めぐり逢えた日からずっと、
みんなでひとつながりの支援をします。

家族とのつながりを考える

子ども一人ひとりの意思を尊重しながら、
家族との関係を模索し将来のしあわせに向けて一緒に考えます。

かかわる人たちと考える

子ども一人ひとりにかかわるすべての人たちとともに子育てをします。
また、学園の持つ力を活かして地域に協力します。

VII 船形学園スローガン

平成21年度、船形学園ではより良い学園を目指しスローガンを設定しました。スローガンの内容は、職員と児童、児童同士、職員同士のふれあい、学園と地域とのふれあい、地域の仲間との生活と活動、そして子どもたち一人ひとりが楽しく生活を送って欲しいという願いをもとに職員で協議し作成しました。

ふ ふれあいながら
な 仲間をつくり
か 学園生活を
た 楽しもう！

VIII 令和2年度重点目標

1 「話をしよう」

令和2年度の重点目標の一つは「話をしよう」とします。

昨年度は基本に立ち返り、「人の話をよく聴こう」という目標に沿って、大人が子供の話に耳を傾け共感し、子どもが大人の話聴いて納得し、大人同士、子ども同士がお互いの話を聴いて理解仕合えるように傾聴の基本姿勢を大切にしてきました。

前年度の取り組みを踏まえて、引き続き基本姿勢を土台とし、今年度は『話をしよう』という重点目標を掲げ、大人同士、子ども同士がお互いの話を聴いて、尚且つ話し合いを通じて理解仕合うことを目指していきたいと思ひます。

2 「物を大切にしよう」

令和2年度の重点目標の2つ目は「物を大切にしよう」とします。

昨年度に引き続き、一人ひとりが、物を大切にしようと思掛け、自分の物を大切に思気持ちやみんなが使う物、みんなで使う物を大切に思心や人を思いやる気持ちを育んでいきたいと思ひます。

自分の持ち物に対する愛着や責任が持てるように物を大切に思気持ちを育みながら、一人ひとりが、次に使う人のことを考え、氣遣いや気持ちのバトンを繋いでいくことを通じて、物を大切に思することで、人からも大切にされるという実感に繋げていきたいと思ひます。

Ⅷ 令和2年度事業計画

I 施設概要

所在地	千葉県館山市船形1377
-----	--------------

事業種別			定員
指定管理事業	第1種社会福祉事業	児童養護施設	64人

II 令和2年度の運営方針

豊かな自然環境のもと、児童一人ひとりの意思や個性を大切にし、児童の安全で安心した生活を確保するとともに、心身ともに健全な成長を遂げ、将来に向けた自立の意欲や生活力を育てていくことを目標に施設運営を行う。

このため、指定管理者である船形学園の運営責任として、質の高い専門的な支援を引き続き実施するとともに、児童の成長、発達に相応しい施設環境の実現に努力する。

また、児童の人権を守り、虐待や権利侵害を防止するため、リスクマネジメントを充実させるとともに、新任職員への早期教育や職員の意識改革、風通しのよい職場づくり、研修の充実など、事故防止に向けた取組を実施していく。

1 児童が安心して成長できる施設環境の提供

児童の生活展開は「室」を拠点とし、児童間の暴力、威圧、いじめ等のない安心して生活できる環境の提供に努め、社会の基本ルールや共同生活のマナーを身に付けられるよう支援する。

2 リスクマネジメントの充実

日常の些細な事故情報からも、注意深く事故防止の課題を読み取るよう心がけ、事故やヒヤリハットの状況に応じた組織的な対応に努める。

また、情報セキュリティ対策、感染症・食中毒の防止、災害時の対応については、マニュアルの整備・改訂や訓練等により、迅速に対応できる体制を整備していく。

3 福祉人材の育成

職員としての資質向上を図るため、外部研修・園内研修を組み合わせて実施するとともに、日常的なOJTの充実・強化を図る。また、専門研修を充実させるとともに、職種間の連携によって施設支援力の維持・向上を図る。

III 実施計画

令和2年3月1日現在、入所児童全体で被虐待を理由とする児童が8割を超え、約2割が精神疾患や発達障害により医療的ケアを要している。また、思春期を迎える中高生が5割以上を占めていることを踏まえ、児童相談所、学校、病院等関係機関と連携を図り、専門的支援の一層の充実が求められている。

令和2年度は、入所児童の健全な成長や自立を適切に支援していくため、以下の事項に職員一丸となって取り組む。

1 質の高いサービスの提供

(1) 専門的な支援の充実【目標Ⅱアクション②】

各児童の自立支援計画は、前・後期にケースヒアリングを実施するとともに、新規入所児童については入所時カンファレンスを開催し、専門的見地からの所見を得て策定する。

自立支援計画策定後は、児童個々の要望や自立支援、家族交流等の課題に対応した個別支援行事を計画的に実施し、社会的経験の積み重ねを通じて自主性や自信回復を促進する。

また、心理的ケアや医療的ケアが必要な児童には、心理職員や専門医との連携・協力を進めるとともに、年齢別・個別の性教育の推進やCAP(子どもへの暴力防止プログラム)等により自他を害さない生き方を学ばせ、健全育成を推進する。

さらに、児童相談所や医療機関からの助言をもとに関係者が集まって児童支援について検討を行うなどにより支援の充実に努める。

* 心理職員による児童へのケア

()は心理的ケアを必要とする児童の割合(令和2年2月末現在)

個別面接	延600人 (全46人中25人、54.3%)	心理面接、コンサルテーション等
------	---------------------------	-----------------

* 性教育の実施

実施回数	性の支援に関するガイドラインに沿って実施	対象児童:全児童
------	----------------------	----------

* CAP(子どもへの暴力防止プログラム)

実施回数	年3回	児童(小学生)及び職員対象
------	-----	---------------

(2) 家庭的な寮運営【目標Ⅱアクション②】

家庭的な運営を推進するため、土曜日・日曜日・祝日の朝食を室で調理するほか、食材を児童と職員で購入し室で調理する自主調理や、調理職員が室に出向いて行う出張調理を実施する。

* 自主出張調理・出張調理の充実

自主調理	年32回	各室4回×8室
出張調理	年24回	各室3回×8室

<参考 令和2年3月1日現在>

入所児童に占める個室利用児童の人数(割合)	全46人中20人、43.5%
-----------------------	----------------

(3) 家族再統合及び自立に向けた取組強化【目標 I アクション④】

児童相談所と連携して、家族再統合に向けた取組を進める。また、児童の人生の選択肢を広げる支援として、社会的自立を目指す高齢児については、高校入学時からオリエンテーションを総合的に実施して、資格取得やアルバイト等の勤労体験を奨励するとともに自活訓練や社会学習等の実地体験を組み入れていく。

* 家族再統合

親子宿泊	延7泊	対象児童:5人
保護者との面会	延48回	対象児童:19人

* 自立に向けた支援

学習会等実施回数	延280回	中1～3生14人
学習塾通塾児童数	14人	対象児童:29人 (小学校5年生以上)
自活訓練等実施回数	1人当たり7日	高校生9人程度

* 児童の進路決定率

進路決定率 (進路先内訳)	100%(高校3年生の児童数4人) (進路先内訳:大学、短期大学、専門学校、就職)
------------------	--

(4) アフターケアの充実【目標 I アクション④】

退所した児童については、職場・家庭・施設への計画的な訪問のほか、電話や来所での相談、激励助言など、自立支援コーディネーター等を中心にアフターケアの一層の充実を図っていく。

* 退所児童のアフターケア

実施人数	37人	対象児童:64人 【自立児童退所後10年、家庭復帰児童退所後5年】 (うち、親等の連絡拒否、児童の行方不明等により実施が困難な児童:27人)
------	-----	--

2 サービス内容の検証・改善

(1) 福祉サービス第三者評価の活用【目標 I アクション②】

令和元年度福祉サービス第三者評価の受審結果を踏まえ、改善計画を策定し、改善に取り組むとともに、令和2年度も引き続きサービス評価を受審する。

令和元年度の受審では標準項目全てを満たしているとの評価を得た。令和2年度も、評価項目における標準項目の達成率100%を目指す。

ア 令和元年度評価結果における「特に良いと思う点」

- ① 日々の生活の中でひとり一人の意向・要望について、可能な限り実現できるよう尽力している。
- ② 小中学校の教員等と学びの機会を設けて共通理解を図り、子どもの支援につなげている。

③ 予算委員会を立ち上げ、現場の声を予算に反映させ、養護理念に基づき子どもが穏やかに成長できるような生活の充実に努めている。

イ 令和元年度評価結果における「更なる改善が望まれる点」

- ① 子どもの安心・安全を確保するために、職員の危険予知の意識をさらに高めていくことが望まれる。
- ② 子どものロールモデルとなり得る社会人としてのあり方、振る舞い等について検討の上、実践につなげられたい。
- ③ 心理職員の増配置等、権利侵害等によって心にダメージを受けた子どもの心理的ケアの充実が望まれる。

ウ 「更なる改善が望まれる点」の改善に向けた取組計画

- ① 職員の危険予知の意識をさらに高めるため、グループワーク等の学びの場を設けることを検討する。
- ② 職員が子どものロールモデルとなり得る社会人として、振る舞い等ができるための方策を検討する
- ③ 心理職の増配置を行い、心にダメージを受けた子どもの心理的ケアの充実を図っていく。

事項	(評価項目における標準項目の達成率)
第三者評価による改善	100%

(2) 苦情解決制度の充実【目標Ⅰアクション②】

「権利擁護委員会設置要領」、「苦情相談員設置要領」に基づき、児童・保護者に適切に対応するとともに、児童に対するPR及び苦情相談員との相談コーナーや懇談会を実施し、相談しやすい体制づくりに取り組む。

第三者委員	相談実施回数
3人(弁護士、地域関係者、主任児童委員)	連絡会議年8回、相談コーナー年3回、児童懇談年5回

(3) 利用者満足度調査【目標Ⅰアクション②】

実施内容	実施時期
寮代表者会議でテーマを設定する。	12月

3 セーフティネットとしての役割の強化

(1) 特別な支援が必要な児童の受入れ【目標Ⅱアクション②】

令和2年度も引き続き、虐待による様々な症状を持つ児童、情緒・行動上の問題を抱える高齢児等、特別な支援が必要な児童を積極的に受け入れる。

また、高齢児が、将来の社会的自立を見据え、その特性に応じた支援を受けられるよう、支援体制のあり方を検討する。

<参考 令和2年3月1日現在>

中学生・高校生の人数(割合)	全46人中23人、50.0%
定期的に通院する児童の人数(割合)	全46人中15人、31.9%

<参考 令和元年6月1日現在>

服薬管理が必要な児童の人数(割合)	全46人中19人、41.3%
-------------------	----------------

(2) 専門的な支援技術等の普及啓発【目標Ⅱアクション③】

施設のなかで蓄積されたノウハウや専門的な支援技術を継承するため、実習生や見学者を積極的に受け入れ福祉人材の育成に寄与していく。

事項	延人数	内容
保育士等実習生の受入れ	336人	養成校他14校
施設見学・研修の受入れ	30人	福祉施設職員他

4 人材の確保・育成の充実強化

(1) 質の高い人材確保に向けた取組の実施【目標Ⅱアクション④】

事業団が実施する人材確保の取組に職員を積極的に参加させるとともに、施設見学やインターンシップを実施し、職員採用につなげる。また、養成学校への働きかけを強化し、質の高い人材の早期確保を図る。

(2) OJT推進体制の強化【目標Ⅱアクション④】

OJT推進担当者や新任職員育成担当者(チューター)を配置するなど、職務を通じたOJTの活性化・定着化を図る。また、育成記録の内容の向上や引継ぎの徹底などを通し、お互いの支援内容を確認する。

(3) 計画的・効果的な研修の実施【目標Ⅱアクション①④】

専門的支援が必要な児童に対応するため、非常勤職員を含めた全職員を対象とした研修を実施し、技術の習得、知識や情報の共有化を図り、高い専門性やスキルを備えた職員の育成に努める。

研修内容	対象者	実施時期
新任職員研修	新任職員	4～9月
養護課題研修(職場内)	全職員・地域	10・2月
施設視察(4施設以上)	全職員	10～2月
関係機関支援事業等事例検討会	全職員・他施設	年2回
研修報告会	全職員	朝礼時等に随時実施
スーパーバイズ研修	全職員	年4回

5 運営体制の強化

(1) 権利擁護(虐待防止)の取組強化【目標 I アクション①】

「養護理念」、「船形学園虐待防止規定」の実践を徹底するとともに、権利擁護委員会委員による苦情解決システムのPR、児童への権利侵害防止の啓蒙活動として園独自の「しおり」を使用した勉強会を実施する。

また、支援した内容に自信が持てない時、適切でない対応をしたと思われる時でも、正直に報告、相談ができるよう職員同士がもっと気軽に話ができる機会を設けるなど、施設全体の風通しを良くし、職員同士の信頼関係を強くするような雰囲気づくりに努める。

さらに、採用時における服務規律の遵守、虐待禁止、秘密保持等に関する誓約書の提出や過去の事業団虐待事例の定期的な周知、既に設置している防犯カメラを利用者の安全確保・権利保護も目的に加え見守りカメラとして運用する。

事 項	実施回数等	内容・協力機関等
権利擁護・虐待防止に関する研修受講率	100% (全職員実施)	園で実施する権利擁護や虐待防止に関する研修に加えて、事業団共通の虐待防止研修(e-ラーニング型)も実施

(2) 外部専門家、外部医師等との連携

児童の持つ様々な行動特徴を理解し施設支援力の向上を図るため、高い専門性とスキルを備えた外部専門家によるスーパーバイズ等を実施するとともに、医学的見地からの見立てや支援方法についての助言を得るため医師等による定期巡回指導を実施する。

(3) 個人情報保護、情報セキュリティ対策等コンプライアンスの推進【目標IVアクション⑤】

「船形学園個人情報保護方針」、「個人情報取扱要綱」及び「船形学園情報セキュリティ対策基準」を遵守するとともに、情報セキュリティ管理者を設置し、個人情報の漏えい、滅失、棄損の防止等個人情報の適正な管理を徹底する。

施設全体のガバナンス強化のために、研修を通じて職員にコンプライアンス意識の浸透を図っていく。

コンプライアンス研修受講率	100%
---------------	------

(4) リスクマネジメントの徹底【目標 I アクション③】

事故防止について、報告→収集・分析→事例検討→対策実施のサイクルを日常業務として定着させるよう事故防止委員会を中心に組み込んでいくとともに、児童の安全で安心な生活の実現に向けて、下表の事項を実施する。

事 項	実施回数	内容・協力機関等
事故防止委員会	年3回	事件事例検討、対応策・予防策の検討
園内一斉安全点検	年12回	チェックリストにより園内の安全点検

救急救命講習会	年1回	派遣講師によるAED操作等講習会
---------	-----	------------------

(5) 災害・防犯対策の取組強化【目標Ⅲアクション③】

防災訓練を定期的実施し、災害時の防災対応強化を進めるとともに、災害対応の事業継続計画(BCP)に基づき緊急連絡等の初動体制確保の訓練を行うことにより大規模災害への備えを図る。

また、事業団全体で合同防災訓練を実施し、施設間の連携協力等についての取組強化を図る。

防犯対策については、館山警察署員を講師に迎え、講習の受講により、防犯対策意識の向上と防犯対策能力の体得を図る。

事 項	実施回数等	内容等
防災訓練	年12回	本園:年12回
緊急参集訓練	年1回	Web171による緊急連絡及び参集
不審者対応講習会	年1回	派遣講師による講習及び模擬体験訓練

(6) 魅力とやりがいにあふれる、働きやすい職場環境の整備【目標Ⅳアクション③④】

毎日行う朝礼の報告内容を充実させるとともに各寮における職員会議を積極的に開催するなど、より多くの話し合いの機会を確保することにより、コミュニケーションの活発化と情報の共有化を図る。

また、児童に対する支援は施設全体で行うという意識を浸透させ、問題を個人や室単位で抱えることなく、施設として適切な対応ができる体制を構築する。

これらの取組を通して、職員が心身共に健康で、意欲を持っていきいきと働き続けられる風通しの良い職場づくりを推進する。

職員アンケート等の機会を通して、業務改善意識の浸透を図るとともに、業務改善提案の活用やその取組が継続できる職場環境づくりを進める。さらに、データベースソフトを活用し、情報の一元化を図ることにより、業務の利便性を向上させ、情報の共有を容易にする。また、細かいアクセス権を設定することにより、情報の保護を強化する。

(7) 効率的な施設経営の実施等【目標Ⅳアクション②】

業務の見直し、節電等省エネへの取組や契約内容の精査など効率的な施設経営に努める。

6 地域ニーズへの対応

(1) 地域における公益的な取組【目標Ⅲアクション②③】

社会福祉法の趣旨を踏まえ、地域の実情やニーズに応じて、地域で生活する住民等を支援するための取組を推進する。

園が開催する研修やCAP(子どもへの暴力防止プログラム)大人向けワークショップなどについて、通学校・近隣施設・地域からの参加者を募り実施する。

子育てに関する公開講座等の実施	対象者	実施回数	参加者数
園開催研修やCAP(子どもへの暴力防止プログラム)大人向けワークショップ	地域関係者	3回	延べ25人

(2)多様な主体との連携

児童の支援のためには、多様な主体との連携が必須である。令和2年度は、行事等の場面において、ボランティアと連携していく。

事項	延人数	内容
行事協力	10人	行事等ボランティア

(3)地域との連携・協力関係の強化【目標Ⅲアクション③】

地域最大の行事である船形地区祭礼に、職員が地元警察と連携し交通整理に参加するとともに、年間を通して小・中学校と連携し、校外指導等の協力及び地域と一体の安全対策を推進する。

地域の防災体制への協力、地域の各種活動への参加・協力など、地域と施設の相互交流を推進することにより、施設及び利用者に対する地域の理解がより深まり、地域に開かれた施設として運営できるよう、連携・協力関係を強化する。

また、学校との連携については、下表のとおり連絡会を開催する。

中学校連絡会・連絡協議会	年 11回
小学校連絡会・連絡協議会	年 3回

地域住民や近隣施設の児童職員等と学園の児童職員が園内での催しや活動を通して、交流を深め、お互いの理解と親睦を図る。

内容		対象者	利用者数
施設開放 (体育館)	空手教室	SKC武心館	登録人数52人×週2回
	バドミントン	2グループ	登録人数22人×週1回
	地区総会	堂の下区住民	100人
ふれあい祭		地域住民等	10月・450人
地域交流行事		地域高齢者等	11月・50人